

# 野外焼却による火災に注意

～野外焼却は原則禁止～



久留米広域消防本部管内では、毎年、春から夏にかけて野外焼却による火災が多く発生しています。その理由としては、梅雨入り前に野外焼却を行う機会が多いこと、季節上、空気が乾燥し風が強い日が続くことなどが挙げられます。

過去には、田畑での麦わら焼却や庭先での落ち葉焼きが住宅に燃え移り火災になった事例があります。

野外焼却は**法律で原則禁止**されています。麦わら等の焼却は実施せず、可能であれば焼却以外の方法で廃棄をお願いします。やむを得ず焼却する場合は、次の点に十分注意してください。

## やむを得ず行うときの注意点

- 1 風の強い日は絶対に行わない。
- 2 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- 3 消火の準備をしてから行う。
- 4 その場を離れず、少ない量で焼却する。
- 5 火が消えたことを確認する。
- 6 近隣住民の迷惑とならないように行う。



お問い合わせ先

消防署名	電話番号	管轄区域
久留米消防署	0942-38-5151	久留米市（北野町、田主丸町、城島町及び三潁町を除く。）
三井消防署	0942-72-5101	小郡市、大刀洗町、北野町
浮羽消防署	0943-72-4193	うきは市、田主丸町
三潁消防署	0942-62-2185	大木町、城島町、三潁町
大川消防署	0944-88-1145	大川市